

監査結果に基づき知事等が講じた措置

平成14年度

東京都監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成13年度行政監査、平成12年度決算審査、平成12年度工事監査、平成12年度財政援助団体等監査、平成12年度各会計財務監査、平成11年度行政監査、平成11年度随時監査及び平成11年度決算審査(出納長所属各会計)の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり報告する。

平成14年9月10日

| | | |
|---------|----|-----|
| 東京都監査委員 | 山本 | 賢太郎 |
| 同 | 鈴木 | 貫太郎 |
| 同 | 横山 | 樹 |
| 同 | 藤原 | 房子 |

目 次

| | | |
|----|----------------------|----|
| 第1 | 報告の概要 | 1 |
| 第2 | 報告の内容 | 3 |
| | 平成13年度行政監査 | 3 |
| | 平成12年度決算審査（出納長所属各会計） | 4 |
| | 平成12年度決算審査（公営企業各会計） | 14 |
| | 平成12年度工事監査 | 16 |
| | 平成12年度財政援助団体等監査 | 21 |
| | 平成12年度各会計財務監査 | 51 |
| | 平成11年度行政監査 | 52 |
| | 平成11年度随時監査 | 53 |
| | 平成11年度決算審査（出納長所属各会計） | 54 |

本文中、（ ）内の局名は、旧局名を表す。

第1 報告の概要

表1のとおり、各種監査・審査の結果に基づき講じた措置について、知事等関係機関から通知を受けました。

(表1)

| 監査種別 | 実地監査期間 | 監査結果 | | 通知件数 (公表) |
|----------------------------------|-------------------------|-----------|-------------|--------------|
| | | 指摘件数 | 意見・要望 件数 | |
| 平成13年度行政監査 (事業評価手法による) | 平成13.9.7～ 平成13.12.19 | 件 - | 件 10 | 件 1 |
| 平成12年度決算審査 (出納長所属各会計) | 平成13.7.25～ 平成13.9.12 | 32 | 5 | 36 |
| 平成12年度決算審査 (公営企業会計) | 平成13.6.1～ 平成13.8.1 | 1 | 2 | 2 |
| 平成12年度 工事監査 | 平成12.4.6～ 平成13.2.16 | 11 | - | 11 |
| 平成12年度 財政援助団体等監査 | 平成12.6.23～ 平成13.5.16 | 73 | - | 70 |
| 平成12年度 各会計財務監査 (平成11年度執行分) | 平成12.4.24～ 平成13.1.17 | (78) 1 | - | 1 |
| 平成11年度行政監査 (補助金について) | 平成11.9.2～ 平成11.11.12 | (26) 1 | - | 1 |
| 平成11年度随時監査 (貸付金の管理について) | 平成12.1.7～ 平成12.2.16 | (19) 1 | - | 1 |
| 平成11年度決算審査 (出納長所属各会計) | 平成12.9.1～ 平成12.11.10 | (15) 2 | - | 2 |
| 合 計 | | 122 | 17 | 125 |

(注1) ()内は、前年度公表分と合わせた全体の指摘件数である。

(注2) 1つの指摘が、複数の局にある場合、局ごとに件数を数えている。

(注3) 平成13年度の監査等の結果から、指摘に加えて、意見・要望等についても措置状況報告対象とした。

今回の措置の対象となった監査結果の総件数139件のうち、講じた措置について通知を受けた件数は125件であり、そのほとんどが改善されています。

講じられた措置の内訳は、表2のとおりです。

(表2) 措置の内訳

| 区 分 | 事 例 | 件 数 |
|--------------------------------|--|------|
| 補助金を返還させたもの | 私立学校経常費補助の申請を適正に行わなかったことによる過大な補助金を返還させた。 | 13 件 |
| 不適切な支出を是正し、経費節減が図られたもの | 情報提供サービスをCD-ROMにより行っていたが、安価なインターネット利用に切り替えたことにより経費の節減がはかられた。 | 5 件 |
| 規定、基準等に即した適正な事務の執行、財産管理等に改めたもの | 施設ごとに会計を区分して行うこととされているにもかかわらず、施設ごとの総勘定元帳が作成されていなかったが、施設ごとに会計帳簿を備え経理の明確化を図った。 | 86 件 |
| 会議、研修等において周知徹底をしたもの | 工事の過大積算の再発防止を図るため、会議等において、的確な積算及びチェックを確実にを行うよう周知徹底した。 | 31 件 |
| その他 | - | 9 件 |

(注) 監査結果に対し複数の措置をしたものもあり、合計件数は通知件数と一致しない。

なお、平成13年度行政監査9件、平成12年度財政援助団体等監査3件、平成12年度決算審査2件、計14件の監査結果については、短期間で改善を図ることが困難な状況であること、執行機関において改善策を検討中であることなどにより、通知がありませんでした。

第2 報告の内容

〔平成13年度行政監査〕

福 祉 局

(1) 福祉人材の養成確保対策事業について

ア 監査結果の内容(要約)

平成12年度の介護保険導入に向け、平成10年度から介護支援専門員の養成事業を行い、必要数は充足しているものと判断しているが、居宅介護にかかわる介護支援専門員の配置状況の調査結果によると、配置基準に達していないところが見受けられたことは、介護支援専門員の配置状況についての的確に把握しているとはいえ、より詳細な実態の把握に努めるべきである。

イ 講じた措置の概要

介護支援専門員の平成14年3月1日現在の登録人数は4,744人にのぼり、各居宅介護支援事業者から福祉局あての届出により詳細な実態の把握に努めた。

また、介護支援専門員の配置が基準に達していなかった当該事業者については、改善状況報告の提出を求め、指導改善を図った。

さらに、平成14年4月中に、各事業者あてに「居宅介護支援事業の適正な運営について」の文書を送付し、事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1名以上配置すること、変更届等の手続など、事業者が厳守すべき義務について周知徹底を行った。

これにより、常勤配置を欠いている施設に注意喚起を促し、変更届の速やかな提出により、適時に介護支援専門員の配置状況について実態を把握することが可能となった。

〔平成12年度決算審査（出納長所属各会計）〕

総 務 局

（1）債権について

ア 監査結果の内容

債権40万円（小笠原諸島生活再建資金貸付金の一部）が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

小笠原諸島生活再建資金貸付金（40万円）について、平成13年10月末に債権増減異動通知書により出納長へ通知した。

なお、進学奨励事業学資金貸付金については、平成13年4月1日付けで生活文化局へ移管された。

（2）貸付原資と運用額との相違について、正確な数値の把握に努めるべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

小笠原諸島生活再建資金会計は、貸付原資を運用して貸付を行うことから、貸付原資と運用された貸付金等の運用額とが同一金額になるものであるが、貸付原資と運用額について見たところ、相違が認められた。

イ 講じた措置の概要

数値の差異について、原因調査を行ったところ、過去における利子収入額及び違約金収入額に一部転記誤謬があり、貸付原資に誤りが認められたため、修正を行った。

主 税 局

（1）債権について

ア 監査結果の内容

債権1万円（徴税費弁償金の一部）が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月16日に、債権増減異動通知書で出納長に通知した。

(2) 歳入において適切な予算計上を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

収入済額が予算現額と大幅に乖離しているものが、次のとおり認められた。

(ア) 滞納処分費の収入済額は役務費の支出額に相当するものであるが、歳入予算現額と歳出予算現額とに乖離があり、また、歳入においては収入済額が予算現額に対し大幅な増となっている。

(イ) 地方消費税清算会計の都預金利子は、平成12年度予算現額1億円に対し、収入済額182万余円となっており、平成10年度から予算現額を大幅に下回っている。

イ 講じた措置の概要

平成14年度一般会計歳入予算及び地方消費税清算会計歳入予算については、次のとおり収入見込を適切に算定して、予算計上を行った。

(ア) 滞納処分費については、過去3年間の実績を踏まえて、公売可能な物件数及び所要額等の事業規模を精査し、収入額を計上した。

(イ) 都預金利子については、平成12年度実績相当額を収入額として見込み、計上した。

生活文化局

(1) 債権について

ア 監査結果の内容

債権17万2,200円(進学奨励事業学資金貸付金の一部)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年11月8日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 債権について

ア 監査結果の内容

債権2,384万円(共同購入事業資金貸付金の全額)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月31日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 債権について

ア 監査結果の内容

債権214万2,000円(公衆浴場施設確保資金貸付金の一部)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月31日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(4) 物品について

ア 監査結果の内容

物品23点(江戸東京博物館の絵画23点)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月22日に財務会計システムのデータファイルの修正を行った。

(5) 物品について

ア 監査結果の内容

物品5点(写真美術館の収蔵品5点)に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年5月28日に財務会計システムのデータファイルの修正を行った。

環 境 局

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地2万7,177.19m²(中央清掃工場敷地)が過大に登載されている

イ 講じた措置の概要

平成13年9月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地160.68m²(豊島リサイクルセンター敷地)が過大に登載されている

イ 講じた措置の概要

平成13年9月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地1万898.58m²(豊島清掃工場建設用地)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年9月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(4) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地185.19m²(足立清掃工場敷地)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年9月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

福 祉 局

(1) 物品について

ア 監査結果の内容

物品4点(小型4輪貨物自動車ほか3台)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月25日に、財務会計システムのデータファイルから削除した。

(2) 物品について

ア 監査結果の内容

物品2点(特殊用途自動車2台)に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月22日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

(3) 東京都母子福祉資金貸付金の未収金の回収に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京都母子福祉資金貸付事業を区市に委任して行っており、平成12年度末現在では、収入未済額が24億1,703万余円と多額に発生しているが、貸付対象者の状況把握、督促、報

告等の措置、連帯保証人等に対する返済の請求など、未収金回収のための事務処理が十分行われていると言いき難いことから、局は区市に対する指導、助言を行い、未収金の回収に特段の努力が望まれる。

イ 講じた措置の概要

平成13年度に以下の措置を講じ、これにより償還金額の増加及び償還率の向上が認められた。

- 1 平成13年11月中旬から12月中旬にかけて、12年度決算において償還率の低かった順から12区12市を対象として事務調査を実施し、未納者に対する速やかな督促の送達、連帯借受人及び連帯保証人に対する督促等積極的に行うよう指導、助言した。
- 2 平成14年1月28日に各区市の償還事務担当者を召集し事務説明会を開催し、前記1と同様の指導、助言を行った。
- 3 平成14年度版の『母子福祉資金貸付のごあんない』に、「償還金を滞納し、そのままの場合、督促、催告があるほか、保証人への請求、財産差押の処分を受けることもあります。」の記述を加えたほか、貸付決定者に配布する貸付のしおりを作成した。

健康局（衛生局）

（1）物品について

ア 監査結果の内容

物品1点（多摩小平保健所の電話交換機1台）が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月1日に、財務会計システムのデータファイルに登録した。

（2）債権について

ア 監査結果の内容

債権6,224万5,000円（看護婦二年課程定時制学生生計資金貸付金の一部）が過少に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月1日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 債権管理の改善に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

看護婦等修学資金貸与金及び看護婦二年課程定時制学生生計資金貸付金の債権管理において、毎年度、年度末残高が誤っているが、これは、貸与金等の債権管理を、電算システムに基づき行うとしているものの、当該電算システムを十分に活用した債権管理を行っていないことから、電算システムを有効に活用し、債権残高の把握を適正に行われたい。

イ 講じた措置の概要

債権管理について、当該電算システム(修学資金システム)の事務処理マニュアル等を作成し、債権管理台帳により、適正な管理が行えるよう改善した。

産 業 労 働 局

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地 2,767.07m²(小笠原諸島振興開発事業用地)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地 72.00m²(八王子市下恩方町の保健保安林整備事業用地)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 公有財産について

ア 監査結果の内容

山林(小笠原村母島字評議平ほか7筆)の面積 2,767.07m²が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(4) 公有財産について

ア 監査結果の内容

出資による権利7億5,000万円(東京中小企業投資事業有限責任組合への出資金)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年9月12日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(5) 債権について

ア 監査結果の内容

債権925万円(林業生産高度化資金貸付金の一部)が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月24日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

中央卸売市場

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

建物80m²(食肉市場の汚物溜上屋)が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月10日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 監査結果の内容

建物445m²(食肉市場のリサイクル棟)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月10日に公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

建設局

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地 1,532.63 m^2 (事業用代替地、足立区扇1丁目ほか8筆)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月3日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

建設局 (多摩都市整備本部)

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

建物 7万9,851.57 m^2 (東京スタジアム多目的競技場 7万8,482.02 m^2)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 監査結果の内容

建物 1,369.55 m^2 (東京スタジアム多目的競技場商業施設)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月30日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(3) 債権について

ア 監査結果の内容

債権 12万3,215円 (区画整理移転資金貸付金の一部)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月1日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(4) 債権について

ア 監査結果の内容

債権 122万9,720円(清算金の一部)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月1日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

(5) 債権について

ア 監査結果の内容

債権 4,202万5,282円(建物売払代金の一部)が計上漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月1日に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

港 湾 局

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地 85.00 m² (大島町元町字赤禿 28-6) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月4日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

(2) 公有財産について

ア 監査結果の内容

建物 202.82 m² (調布飛行場消防車庫) が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月4日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

出 納 長 室

(1) 債権について

ア 監査結果の内容

債権 1,726万1,160円(旧台東出納事務所入居保証金の一部)が過大に計上されている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月末に、債権増減異動通知書により出納長に通知した。

教 育 庁

(1) 公有財産について

ア 監査結果の内容

土地 888.22m²(府中西高等学校の敷地)が登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年12月5日に、公有財産増減異動通知書により出納長に通知した。

〔平成12年度決算審査（公営企業各会計）〕

病院経営本部（衛生局）

（東京都病院会計）

（1）会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、訴訟に係る供託金として9,610万円を支出し、平成12年度東京都病院会計決算書において、貸借対照表及び固定資産明細書に計上しているが、決算書の決算報告書において資本的支出の決算額として表示していないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

本件については、調査した結果、固定資産ではなく流動資産として処理することが適切であることから、会計仕訳の修正処理（固定資産から流動資産への振替）を平成13年8月27日付で行った。

今後、資本的支出の決算額については、決算報告書において適正に処理を行うものとする。

港 湾 局

（東京都臨海副都心開発事業会計）

（1）経営に関するものについて

ア 監査結果の内容（要約）

平成12年度は5,290億余円の未処理欠損金を計上し、その経営は極めて厳しいものとなっているなかで、局は、臨海副都心事業者誘致促進策を策定し、第二次公募対象となる土地の常時公募や、仲介成功報酬制度の導入などを行っているが、社会経済状況の変化もあり、土地の長期貸付は、平成12年度以降、新たになされていないことから、処分方法の検討を行い、土地処分を促進し、収益の増加を図り、健全な経営に努められたい。

イ 講じた措置の概要

平成13年7月から実施している2000社企業訪問等を踏まえ、これまで事業者からの要望が高かった売却方式を導入するとともに、土地利用計画についても事業者のニーズに合わせて公募にあたって弾力的に見直す（台場H区画 業務 住・商・業複合、有明南A区画 商業

業・商複合)など処分方法の改善を図り、平成13年10月に公募要項の改定を実施した。

その結果、平成14年1月には、リゾートトラスト株式会社から有明南P区画に売却方式による申込みがあり、2月に同社を進出予定事業者として決定した。

また、平成14年2月には、財団法人癌研究会と有明の丘病院用地の土地売買契約を締結したところであり、土地処分の促進に努めている。

〔平成12年度工事監査〕

環 境 局

(1) 仮設工の安全管理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成12年度中防内側既設構造物撤去工事(その1)における排水管路切り回しによる人孔設置の仮設工について見ると、設計では、土留工を計上しているが、施工では、土留工を施すことなく掘削が行われており、工事着手前や施工時において、監督員と請負者との間で十分な協議がされていない。

イ 講じた措置の概要

平成13年2月8日、監査の結果を踏まえ、関係職員に監督業務の強化などを周知徹底した。

また、平成13年2月15日以降、再発防止に向けて、施工中工事の安全パトロールや請負者との連絡体制の充実及び監督業務に関する職場研修の実施など安全管理の徹底と監督体制の強化を図った。

福 祉 局

(1) 検査員の任命を適正に行うべきもの

ア 監査結果の概要(要約)

自立支援センター上野寮(仮称)新築工事における工事の完了検査について見ると、当該工事の監督員が検査を行っているが、東京都契約事務規則第45条によれば、検査の公正を確保するため、検査員は監督の職務と兼ねることはできない。

イ 講じた措置の概要

検査員及び監督員については、同一の工事で兼任することのないよう、当該規定の趣旨を徹底することを、関係職員に周知するなど、再発防止に向け対応した。

産業労働局(労働経済局)

(1) 谷止工の型枠の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

上川環境防災林整備工事における谷止工の型枠の積算について見ると、一般型枠で施工する面積に、誤って化粧型枠の面積を重複して計上したため、積算額約128万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年11月2日に関係職員による会議を開催し、指摘事項の内容の説明を行うとともに、今後の積算に当たって、チェックを確実にを行うよう周知した。

また、平成12年11月15日には、再発防止に向けての検討会を開催し、今後は複数人によるチェックを行うこと、チェック項目を設定するなどを話し合い、積算には慎重を期すよう周知徹底した。

中央卸売市場

(1) 電線管の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

板橋市場青果部仲卸店舗電気設備増強その他工事の設計について見ると、ケーブルの配線方法として電線管を使用する部分とケーブルラックを使用する部分とからなっており、実際、その通り施工されているが、電線管の積算の際に、ケーブルラックを使用する部分に不必要な電線管を誤って計上したため、積算額約125万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年6月9日に中央卸売市場工事担当者会議を開催し、積算を正確に行うよう周知徹底をした。

監査の指摘を十分踏まえ、平成12年9月8日、平成13年2月9日の設計担当者会議で設計者は確実な積算を行うとともに調査担当者はチェックに万全を期すよう周知徹底を図った。

住 宅 局

(1) 道路通行料金の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第1120号白鷺一丁目道路工事における発生土処理費の積算について見ると、4t積ダンブトラックにより首都高速道路東京線を利用し、東京都建設発生土再利用センターに運搬することとなっているが、誤って道路通行料金の10t積ダンブトラックの料金を適用したため、積算額

約49万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月31日関係職員に対し、工事監査の結果について、周知徹底を図った。

また、積算システムへの誤入力再発防止のため、定型化したチェックシートを新たに作成し、積算条件等の確認を行うこととした。

建設局

(1) 一般管理費等の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

白子川^{びく}比^に丘^に橋下流調節池工事に伴う機械設備工事における「一般管理費等」の積算について見ると、「一般管理費等」の積算は、局基準によると、前払金支出割合補正係数によって補正することとなっているが、本工事では、「一般管理費等」の積算に用いる前払金支出割合補正係数の採用を誤ったため、積算額約89万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

指摘の設備工事については、平成13年2月21日付けの契約変更により減額是正を行った。

また、平成12年9月に局関係職員による担当者会議を開催し、積算及びチェックを確実にを行い、再発を防止するよう、周知徹底を図った。

水道局

(1) 既存外壁PC板撤去費の積算に当たり留意すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

大蔵給水所外壁補修工事における既存外壁PC板撤去費の積算について見ると、定期刊行物に掲載された建物上屋解体単価を採用し、PC板面積を乗じて算出しているが、

建物上屋解体単価は、建物上屋全体の解体に適用すべき単価であり、外壁PC板のみを撤去する単価ではないこと

この単価は、延べ床面積当たりの単価であるにもかかわらず、外壁PC板面積を乗じていること

この単価には、養生費等は含まず別途計上するものと定期刊行物に明示されているが、誤って養生費を含むものと解釈して撤去費を積算していること

局基準によると、養生費は直接仮設費に計上することとなっているが、特別の記載がないまま撤去費に含めていることなど、積算単価の適用や計上方法が適切でないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月14日に局の浄水系列係長会議を開催し、監査の指摘を十分踏まえ、再発防止に向け、撤去費に関する積算単価の適用等に留意し、的確な積算及びチェックを確実に行うよう周知徹底した。

下 水 道 局

(1) シールドトンネルにおける二次覆工の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

第二鮫洲幹線二次覆工工事におけるコンクリート打設の積算について見ると、作業の補助要員の労務費を誤ったため、積算額約80万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

指摘の件については、平成13年3月9日付けの契約変更により減額是正を行った。

平成12年12月14日に、局の設計課長会で監査結果を報告し、再発防止を指示した。また、平成12年12月20日に、課内会議を開催し、設計担当者に監査の指摘事項と今後の積算について、チェックリストによる照査や設計者相互の設計・積算チェックを綿密に行うことなど、注意すべき点を周知徹底し、再発防止に向けた取り組みを行った。

(2) 吹き付け工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

両国ポンプ所建設その15工事における吹き付け工事の積算について見ると、空調機械室等に施工する軽量骨材吹き付けに局基準の単価を適用すべきところ、誤って定期刊行物の仕様の異なる単価を用いたため、積算額約63万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年11月28日付けの契約変更により減額是正を行った。

平成12年10月19日に「設計審査担当者会議」を開催し、監査指摘内容について周知するとともに、再発防止に向けた的確な積算及びチェックが行えるよう、積算単価の採用について具体的に明示したリストを作成し、単価設定を適正に行うよう徹底した。

教 育 庁

(1) 見積りによる単価設定に当たり留意すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

都立工業高等専門学校(1 1) 付属棟その他新築工事の見積りによる単価について見ると、平成 8 年度の校舎棟工事設計時に依頼した、有効期限が大幅に超過している見積りをもとに、本工事の単価設定をしている。

建設物価の変動もあり、見積りは発注に合わせ、取り直して使用すべきである。

イ 講じた措置の概要

平成 1 2 年 1 2 月 1 2 日に関係係長会等を開催し、監査の指摘を十分踏まえ、見積書の採用に当たっては、チェックを強化し、最新の注意を払うとともに、発注に見積りの有効性を再度確認し、適正な単価設定を行うよう、周知徹底を図った。

警 視 庁

(1) 木工事の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

警視庁有家族待機宿舍新明石住宅内部改修工事における木工事の積算について見ると、新設する上がり^{かまち} 框の集成材の材料費と大工手間とは別に、誤って、使用していないむく材の上がり^{かまち} 框の大工手間も計上したため、積算額約 7 4 万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成 1 2 年 1 1 月 2 日、工事担当係長会議を開催し、工事費積算を確実にを行うよう関係職員に周知徹底するとともに、再発防止に向け積算チェック体制の強化を図った。

〔平成12年度財政援助団体等監査〕

総 務 局

(財団法人東京都福利厚生事業団)

(1) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団の退職者交流室に設置しているカウンターほか6点の固定資産について、一般会計から平成11年度に退職会員事業会計へ会計区分の変更を行っているが、当該資産に係る一般会計で積み立てた減価償却引当預金については、振替を行っておらず、適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月22日に当該資産に係る一般会計で積み立てた減価償却引当預金(187万5,404円)を取崩し、退職事業会計の減価償却引当預金へ積立てを行った。

財 務 局

(株式会社セントラルプラザ)

(1) 再委託契約事務手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、管理規約により、管理者として区分所有者から管理業務の委託を受け、共用部分の清掃、設備の保守点検等の維持管理業務を行っている。

ところで、管理業務契約によれば、会社は受託業務について再委託できるとされているが、この再委託に係る契約事務手続について見たところ、発注の決定が工事開始後となっているもの、発注書と請書等との工期が異なっているもの、請書・契約書が作成されていないもの等の事例が多数見受けられたことは、適切でない。

イ 講じた措置の概要

指摘のあった事項については、今後適切な契約手続を行うよう指導するとともに、関係社員に周知徹底した。

生活文化局

(学校法人100団体)

(1) 都内生就学補助に係る都内在住生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立高等学校への都内生徒の就学促進を図るため、都内在住の1年生の生徒数に応じ都内生就学補助金を交付することとしており、保護者等の住所により決定しているが、学校法人井之頭学園、学校法人城北学園、学校法人昭和第一学園、学校法人聖学院、学校法人帝京学園及び学校法人東亜学園高等学校の6学校法人において、誤って都外に保護者の住所がある生徒を含めて申請したことにより、約510万円が過大となっている。

イ 講じた措置の概要

学校法人井之頭学園の補助過大分84万円については、平成13年2月5日に都に返還させた。

学校法人城北学園の補助過大分4万円については、平成13年2月8日に都に返還させた。

学校法人昭和第一学園の補助過大分44万円については、平成13年2月8日に都に返還させた。

学校法人聖学院の補助過大分12万円については、平成13年2月8日に都に返還させた。

学校法人帝京学園の補助過大分360万円については、平成13年2月7日に都に返還させた。

学校法人東亜学園高等学校：補助金過大分6万円については、平成13年2月14日に都に返還させた。

(2) 人件費の支出根拠を明確にして支給すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教職員の人件費については、給与規程等に定め、これを支給の根拠とすべきであるにもかかわらず、次のとおり、規程等に定めがないものが見られたことは適正でない。

(ア) 学校法人渋谷教育学園は、平成10年度及び平成11年度において、渋谷教育学園渋谷高等学校ほか4校の校長を兼務しているAに対する基本給の額を理事長が決定しているが、この支給額の決定については、同法人の給与規程に定めがない。

(イ) 学校法人修徳学園は、修徳高等学校における平成10年度の本務教員に対して、給与規程等に定めがないにもかかわらず、補習に従事したとして、講習料を支給している。

(ウ) 学校法人高千穂学園は、高千穂幼稚園において、学校法人の給与規程等に、園長や教務主任に管理職手当等を支給する根拠が定められていないにもかかわらず、平成10年度及び平成1

1年度に、園長に管理職手当を、教務主任に職務手当を支給している。

(エ) 学校法人神蔵学園は、町田こぼと幼稚園給与規程により、当該幼稚園の園児送迎バス運転助手として勤務する教職員に、バス乗車手当を支給するとしているが、2名の職員については、給与規程を上回る額を支給している。

(オ) 学校法人立華学園は、平成11年度において、幼稚園本務教員12名に対し、支給根拠が給与規程等に定められていない特別手当を支給している。

(カ) 学校法人宝仙学園は、宝仙学園高等学校ほか2校及び宝仙学園幼稚園の教員給料を給与規程に定める教育職員給料表に基づき支給するとしているが、平成10年度及び平成11年度の教員給料について、給与規程に定めのない手当を加算して支給している。

(キ) 学校法人愛国学園は、教職員の本俸については、教職員給与規程に基づき教職員給料表に定める号俸により支給することとしているにもかかわらず、平成11年度における愛国高等学校の本務教職員の本俸支給額には、給料表に定める最高号俸を超えているもの、給料表に定められていない額を支給しているものがあり、支給額の根拠が明らかでない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成13年2月5日の理事会において、「学校法人渋谷教育学園給与規程」の改正を決定し、校長の基本額について支給根拠を明確にした。

(イ) 講習料については、平成12年度から支給を廃止している。

(ウ) 平成13年2月20日の理事会において、「学校法人高千穂学園給与規程」の改正を決定し、園長に係る管理職手当及び教務主任に係る職務手当について支給根拠を明確にした。

(エ) 平成13年6月8日の理事会において、「学校法人神蔵学園町田こぼと幼稚園教職員給与規程」の改正を決定し、指摘に係る職員については職務手当(園長手当・運転主任手当)として支給根拠を明確にした。

(オ) 平成12年1月29日の理事会において、「学校法人立華学園立華幼稚園職員給与規程」の改正を決定し、特別手当について支給根拠を明確にした。

(カ) 平成13年2月27日の理事会において、「学校法人宝仙学園給与規程」の改正を決定し、調整手当について支給根拠を明確にした。

(キ) 平成13年3月10日の理事会において、「学校法人愛国学園教職員給与規程」の改正を決定し、教職員の本俸について支給根拠を明確にした。

(3) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ア) 学校に帰属する収入を適正に計上すべきもの

学校法人立華学園は、立華幼稚園において実施している預かり保育推進事業に係る収入について、補助活動収入として資金収支計算書等に収入計上していない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成12年度決算以降収支計算書に計上し、適正に会計処理を行っている。

(4) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(イ) 預り金の処理を適正に行うべきもの

学校法人帝京学園は、平成10年度及び平成11年度において、修学旅行に要する費用を帝京高等学校の生徒から徴収しているが、預り金受入収入として資金収支計算書等に計上し経理すべきであるにもかかわらず、これを行っていない。

イ 講じた措置の概要

(イ) 資金収支計算書に収入計上したうえ、「修学旅行費預り資産」へ繰り出し(支出)使用時に同資産からの繰入収入として表示し、年度末残高は貸借対照表に「修学旅行費預り資産」として明示している。

(5) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(ウ) 実習謝礼金を収入計上すべきもの

学校法人日本大学第二学園は、日本大学第二高等学校及び日本大学第二中学校において、平成11年度に、教育実習生を24名受け入れており、その謝礼金として24万円を受領しているが、当該法人に帰属する収入であるにもかかわらず、法人の収入として資金収支計算書等に計上していない。

イ 講じた措置の概要

(ウ) 謝礼金の会計処理については、「その他の雑収入」として収入計上し、会計処理を適正に行っている。

(6) 会計処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

(エ) 施設関係支出の会計処理を適正に行うべきもの

学校法人帝京学園は、平成11年度に「シャッター新設工事2基」を行い、全額を教育研究経費・修繕費(補助対象)から支出しているが、このうち1基については、新規設置であって、固定資産の価値を増加させるものであることから、施設関係支出として会計処理すべきものである。

イ 講じた措置の概要

(エ) 工事関係経費の計上については、経費内訳に従って慎重に行うこととし、以後適正に処理している。

(7) 貸付金・借入金の事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

学校法人進藤学園の貸付金及び借入金の事務処理について見たところ、次のように、適正を欠く財産の運用及び寄附行為に定める手続に違背した借入の事例が見られたことは適正でない。

(ア) きよし幼稚園の職員3名に対して、平成8年度から841万1,384円貸付けを行っている。

(イ) 当該法人が他から借入を行う場合は、寄附行為により、評議員会の同意を得なければならないとしているが、評議員会の同意を得ることなく運転資金として金融機関から、平成10年度3,250万円、平成11年度5,000万円を借り入れている。

イ 講じた措置の概要

(ア) 指摘に係る貸付金については、平成12年12月より回収を開始し、平成14年3月31日現在、128万円については返還済で、残額については月賦により回収中である。

なお、平成13年5月の理事会・評議員会において、経緯を説明し今後同様な貸付けは行わないことを確認した。

(イ) 指摘に係る借入金については、実査以後は寄附行為を遵守し評議員会の同意を得て、適正に実施している。

(8) 事業実績の報告を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

私立高等学校経常費補助金及び私立盲・ろう・養護学校等経常費補助金の補助対象経費は、国又は地方公共団体等の他の補助金の対象となる補助事業に要する経費を除くものとしているが、次のとおり、実績報告書に当該補助対象経費から除くべき額を含めて報告した事例が見られたことは適正でない。

(ア) 学校法人早稲田大学は、平成11年度において、早稲田大学高等学院に対する結核予防費補助金の交付を受けているが、経常費補助金の実績報告書では、補助対象経費から除くべき結核予防費補助の事業経費を含めて報告している。

(イ) 学校法人日本聾話学校は、法人内に児童福祉法に基づく難聴児通園施設を併設し、私立盲・ろう・養護学校等経常費補助のほか、東京都障害児施設措置費支弁基準に基づき、措置費の交付を受けているが、平成11年度の同法人の盲・ろう・養護学校等経常費補助の実績報告書では、当該本務教職員人件費支出の補助対象経費から除くべき措置費の交付対象経費を含めて報

告している。

イ 講じた措置の概要

局は、実績報告書提出依頼の際、記入例を添付して指導するとともに、補助金に関する説明会(平成13年9月21日実施)等の場においても、実績報告書の留意事項について確認した。各学校法人は、実績報告書の作成を慎重に行い、再発防止に努めていくこととした。

(財団法人東京国際交流財団)

(9) 特命随意契約の締結を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、東京国際フォーラムにおけるホール、会議室等の運営サービスの向上と体制の確立を図り、営業担当者の日常業務の負担軽減等を図ることを目的として、ホール運営の補助業務について特命による随意契約によりA社と委託契約を締結しているが、ホール運営の補助業務内容を見ると、他の業者でも可能な業務内容であることから、特命理由には当たらないものである。

イ 講じた措置の概要

本件については、平成13年度契約は既に締結済みであったので、平成14年度契約の業者選定に当たり、平成13年11月、財団内に「東京国際フォーラム・施設貸出オペレーション業務委託業者選定委員会」を設置し、応募してきた業者10社について競争原理を導入したコンペ方式により、第3次に及ぶ審査を実施した。

そして、平成14年2月、財団にとって最も有利な企画提案内容(業務内容、体制、経費等)を提示した業者を選定し契約を行った。

(10) 事業所税の申告納付を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、東京都から無償貸付を受けている建物のうち9万3,004.25m²について、平成9年度より毎年度、事業に係る事業所税を申告納付しているが、申告床面積が422.55m²過少となっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年3月27日に事業所税の修正申告をするとともに、同月30日修正税額分を納付した。

(財団法人東京都生涯学習文化財団)

(11) 予定価格の設定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京文化会館は、物品の購入、建物の維持補修工事等について、200件余りの随意契約を締結しているが、予定価格と契約金額が同一となっている事例が多数認められた。予定価格は契約締結における重要な要素であり、より経済的な契約を行うことから適正に行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成12年11月8日に館内係長及び契約担当者を招集し、物品の購入に係る予定価格の設定については、参考見積を複数徴取すること、また、建物の維持補修工事等においては、財団事務局の技術職員の助言を受けるなど、予定価格の適正化に努めるよう指導した。

(12) 使用許可にかかわる経費の負担について適切な措置を講ずべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

教育庁は、東京都美術館の食堂についてBに対して使用許可をしており、食堂の厨房排水処理設備より発生する排水処理後の汚泥の収集、運搬及び処分等の経費については、財団が負担しているが、汚泥の収集等の費用は、本来使用者が負担すべきものである。

イ 講じた措置の概要

教育庁は、平成13年4月1日、平成13年度教育財産使用許可とともに、厨房排水処理設備の維持管理及び汚泥の収集、運搬及び処分等の費用負担等に係る協定をBとの間で取り交わし、それぞれの分担業務及びそれに伴う費用分担等を明確にした。

なお、団体は平成14年4月1日に生活文化局の所管となっている。

(財団法人東京都歴史文化財団)

(13) 会計区分の処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、平成11年度に国際交流事業で使用しているプリンタの修理を行っているが、会計伝票への転記、会計システムへの入力に当たり会計区分を誤ったため、一般会計及び国際交流事業特別会計の収支計算書等の計数に誤りが生じているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

指摘内容については、平成12年度決算において会計間で振替処理を行った。

(14) 商品を在庫として適切に計上すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団では、江戸東京博物館及び庭園美術館で各種の館内案内ガイド、図録などを発行・配布し、一部について有償で販売しているが、有償の図録等の在庫品について、貸借対照表に計上していないものが見られたことは適切でない。

イ 講じた措置の概要

指摘内容については、平成12年度決算において貸借対照表に計上した。

(15) インターネット利用を検討し経費削減等を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、写真美術館の開設時にインターネット利用が高額であったことなどからCD-ROMによる情報提供等のサービスを年額102万余円で契約しているが、現在では、インターネット利用することで類似サービスを安価で必要に応じ常時利用することが可能となっていることからインターネット利用を検討し、経費削減を図られたい。

イ 講じた措置の概要

平成14年3月からインターネット利用による情報収集を開始し、平成14年度からはCD-ROMによる情報提供は行っていない。

(16) 観覧料収入を適正に計上すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、平成11年度東京都写真美術館運営に係る都からの補助金を受けており、補助額は、管理費・事業費総額から展覧会観覧料収入を差し引いた額としているが、局に提出した事業実績報告書の数値と財団の収支計算書の計数及び観覧料等収納実績額(月間集計表)とが、それぞれ異なっており、補助金額が正確に算定されていない。

イ 講じた措置の概要

財団は、平成12年度決算において、観覧料収入の過年度損益修正を行った。

局は、今後の審査を適正に行うものとする。

都 市 計 画 局

(社 団 法 人 東 京 都 ト ラ ッ ク 協 会)

(1) 契 約 手 続 を 適 正 に 行 う べ き も の

ア 監 査 結 果 の 内 容 (要 約)

東京都トラック総合会館の消防用設備保守契約の契約手続について見たところ、受託者である A からのみ見積りを徴し、随意契約により締結しており適正でない。

イ 講 じ た 措 置 の 概 要

競争性を確保するため、平成 13 年度から複数の業者から見積書を徴し、最低価格の業者と契約を締結している。

(2) 給 与 の 支 給 を 適 切 に 行 う べ き も の

ア 監 査 結 果 の 内 容 (要 約)

協会は、基準外賃金として、「通勤手当、時間外勤務手当、休日及び深夜手当、その他の手当」を職員に支給することとし、毎年度給与改定時に、精励手当等として支給することができる旨を定めている。平成 10 年度及び平成 11 年度においては年間 11 万円を限度として支給することができるとしているが、その支給状況について見ると、限度額一杯の額を職員に一律に支給しており、個々の支給については、支給根拠、支給方法、支給時期等に関し何らの定めをしておらず、慣例的に限度額一杯を一律に支給しているのは適切でない。

イ 講 じ た 措 置 の 概 要

局と協議のうえ、平成 13 年 4 月 1 日付で職員給与規程を改正し、「その他の手当」(精励手当)を廃止した。

(葛 西 土 地 区 画 整 理 組 合)

(3) 補 助 金 の 返 還 を 求 め る べ き も の

ア 監 査 結 果 の 内 容 (要 約)

局は、土地区画整理組合等に対し、「東京都土地区画整理事業助成規程」に基づき補助金を交付しているが、平成 11 年度における葛西土地区画整理組合に対する補助について見たところ、次のとおり適正を欠くものが認められた。

(ア) 組合は、江戸川区葛西に所在する物件の移転補償費 1 億 1,099 万 5,000 円を平成 1

1年度の用地費に対応する補助対象経費として、補助金を受けているが、移転料算定書を確認したところ、移転対象物件について、組合が、補償額の算定を誤ったことから補助金287万4,000円が過大に交付されている。

(イ) 組合は、平成11年度において、都市計画街路放射16号線(西側)街路築造工事及び同街路(東側)一部事業用地整備工事を行い、補助金1億2,084万3,000円の交付を受けているが、この補助金の交付額は、当該工事費の実支出額を基礎に算定すべきところ、組合は、工事設計額を基礎に算定したことから、補助金662万7,000円が過大に交付されている。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月13日に組合から補助金の返還の申し出があり、交付決定の一部取り消しと補助金の返還命令を行い、同月19日に組合から都に対して補助金の返還が行われた。

また、局は、平成12年12月21日付けで、当該組合を始め、補助金を交付しているすべての土地区画整理組合に対して、「土地区画整理事業の適正な執行について」の文書を送付し、報告を求め、補助金の交付が適正になされていることを再度検証した。

さらに、補助金の申請等に係る審査が誤りなく行えるよう、平成13年1月24日付けで「補助金事務処理に係るチェックリスト」の改正を行った。

なお、当該組合に対しては、今後、このようなことがないように、執行体制の強化を図り、適正な事務処理を徹底するよう指導した。

(財団法人東京都新都市建設公社)

(4) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の契約規程では「財産(物品を含む。)の買入れ」など各号に掲げるもの以外の契約において、予定価格が100万円を超える場合は、原則として、一般競争入札又は指名競争入札によることとされているが、本社ビルの建築・設備劣化調査診断業務契約及び平成11年度の事業概要の印刷契約において、いずれも予定価格が100万円を超え、かつ、特別の理由が認められないにもかかわらず、随意契約により行っており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度からは、随意契約の要件を厳格に判断し、特別の理由がない限り指名競争入札に付することとした。

(5) 財政状態を明瞭に表示すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の平成11年度末の財務諸表を見たところ、次のような問題点が見受けられた。

- (ア) 公益法人会計基準によれば、「フロー式正味財産増減計算書の方法を用いる場合にあっては、資産及び負債の重要な科目別増加額及び減少額を計算書類に注記しなければならない」としているが、計算書類に資産及び負債の重要な科目別増加額及び減少額を注記していない。
- (イ) JR八王子駅南口再開発のために支出した金額9億5,102万余円を立替金として貸借対照表の流動資産に計上しているが、これは決算日の翌日から起算して1年をこえて入金するものであり、固定資産に計上すべきものである。

イ 講じた措置の概要

- (ア) 平成12年度決算から、注記において、「資産及び負債の重要な科目別増加額及び減少額」を新たに表示することとした。
- (イ) 平成12年度決算において、流動資産としていた「立替金」を固定資産(投資その他の資産)に表示することとした。

福 社 局

(東京建設業国民健康保険組合ほか7団体)

(1) 補助金の額の確定及び返還手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、国民健康保険組合都費補助金交付要綱に基づき交付している補助金について、交付を受けた翌年度の8月31日までに補助金に係る実績報告書を提出させ、補助金額を確定し、既交付額が交付すべき補助金の額を超える場合は、超える額について期限を定め返還させることとしているが、本件補助金の額の確定等の手続について見たところ、

平成10年度は、交付額確定後速やかに返還を求めるべきところ、返還の期限を平成12年3月31日と設定していること

平成11年度は、監査日現在、交付額の確定処理が行われていないことなど、事務処理が遅延しており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度に行う事務処理から、次のとおり改善を図ることとした。

返還期限の設定について

交付額の確定により返還が生じた場合は、返還の期限を交付額確定後、原則として概ね1ヶ月後に設定することとした。

交付額の確定処理について

実績報告書を受けてから概ね1ヶ月を目途として、交付額の確定処理を行うこととした。

平成12年度補助金については、平成13年7月6日を実績報告書の提出期限とし、8月1日に交付額の確定を行った。

(社会福祉法人東京都社会福祉事業団)

(2) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

七生福祉園は、成人各棟トイレブースの改修工事において、「工期が短いことから、期限内に完了させるためには、過去に園において同様の工事の施工実績がある同社の経験と技術が必要である」との特命理由を付して、随意契約により工事請負契約を締結しているが、本件改修工事は特別のものでなく、園が設定した工期であれば他の業者でも行うことが可能であり、特命理由としての合理的理由に欠け適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月25日の施設長会及び管理係長会において、工事請負等の契約について、経理規定に則して適切な手続を行うよう周知・徹底した。

また、工事の工法・積算等について、事務局施設整備所管部署が指導・技術援助を行うこととした。

(3) 契約にかかわる事務処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

日野療護園は、厨房の改修工事及び物品の購入契約を行っているが、一件の契約で行うべきところ、工事請負を6件の契約、物品の購入を5件の契約にそれぞれ分割し、随意契約で行っている、予定価格の設定方法では、工事契約については、工事内容に応じた積算内訳がなく、また、物品の購入契約においては、購入物品が複数であった場合、個々の物品の予定単価を設定していない、など適切を欠く事務処理を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月25日の施設長会及び管理係長会において、工事・物品購入契約における予定価格の設定及び事務について、経理規程に則して適切な処理を行うよう周知・徹底した。

また、工事の工法・積算等について、本部事務局施設整備所管部署が指導・技術援助を行うこととした。

(4) 会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団において、施設ごとの会計処理状況を見たところ、次のような問題点が見受けられた。

(ア) 施設会計ごとの帳簿を整備すべきもの

七生福祉園では、知的障害児施設と知的障害者更生施設を有しており、その会計処理については、それぞれの施設ごとに会計を区分して行うこととされているが、施設ごとの総勘定元帳を作成していない。

イ 講じた措置の概要

(ア) 平成13年度から、経理規程に則して、知的障害児施設会計及び知的障害者更生施設会計ごとに会計帳簿を備え、所属施設ごとに経理を行っている。

(5) 会計処理を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

事業団において、施設ごとの会計処理状況を見たところ、次のような問題点が見受けられた。

(イ) 決算にかかわる会計処理を適正に行うべきもの

生活寮「あすか」に係る平成11年度末の貸借対照表について見たところ、寮の世話人に支払うべき業務委託費を未払金として計上していない、利用者からの家賃を前受金として計上していない、市町村委託料を未収金として計上していない、生活寮の敷金を資産として計上していない、など適正を欠く点が認められた。

イ 講じた措置の概要

(イ) 寮の世話人に支払う業務委託費については、平成12年度より、業務委託契約に基づき当該月に支払を行うこととし、未払金が発生しない処理に改めた。

3月中に収入する翌年度4月分の利用者家賃については、平成12年度決算から、前受金として計上し、適正に処理を行った。

市町村委託料については、平成12年12月分から、当該月のうちに請求・収入する処理に改めた。

敷金については、平成12年度決算において「その他の固定資産」として計上し是正した。

(財団法人東京都地域福祉財団)

(6) 郵券の購入を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、立川高等保育学院で使用する郵券を平成12年3月29日に購入しているが、これら郵券のすべてを平成12年度に繰り越し、監査日現在においても、購入枚数と同数程度ないしそれを上回るものが保管されており、平成11年度予算で購入する必要のないものであることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年度から、必要とする郵券の券面について、四半期ごとに必要数を調査し、購入及び保管を行っており、適正な執行管理に努めている。

福 祉 局 (高齡者施策推進室)

(社会福祉法人亀鶴会ほか7団体)

(1) 指名競争入札の手続について指導の徹底を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

老人保健施設施設整備費及び設備整備費補助要綱に基づく施設整備費等の補助金の対象経費の基礎となる工事請負契約について、次のとおり、その手続に適切を欠く点が見受けられた。

(ア) 医療法人社団関川会は、11業者による指名競争入札を行っているが、最も低い価格で入札した業者を契約業者として選定せず、入札価格の低い上位3社と減価交渉を行い、2位で入札したBと契約を締結しており、公共工事に準じた入札が実施されたとは言えない。

(イ) 医療法人社団義の会は、14業者による指名競争入札を行ったところ、予定価格を下回る額により入札した業者が9社あったが、そのうち入札価格の低い上位5社を選定し、新たな契約条件等を提示し、それに基づき価格交渉を行ったところ、いずれの業者も辞退したため、当初選定した14業者とは別のDと実質上随意契約により契約を締結しており、指名競争入札制度に沿った契約がなされていない。

イ 講じた措置の概要

平成13年6月8日付けで「東京都介護老人保健施設施設整備費補助等に係る契約手続基準」を改定するとともに、新たに「施設整備に係わる契約マニュアル」を策定し、この中で 都の扱いに準じた契約手続きの明文化、 入札実施における事前届出の制度化、 入札結果内容の

明確化を行い、これに基づき、介護老人保健施設施設整備費及び設備整備費に係る適切な契約手続を行うよう各団体を指導した。

(2) 補助対象施設の目的外使用について必要な措置を講ずるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

社会福祉法人信愛報恩会は、特別養護老人ホーム信愛の園の増改築に伴い、各施設の補助対象面積等を基準として、22億3,561万余円の施設整備費等の補助を受けているが、監査日現在、ヘルパーステーションほか3施設については、局の承認を得ることなく、補助申請・事業実績報告書とは異なる目的外の使用となっており適正でない。

イ 講じた措置の概要

補助目的外に使用していたヘルパーステーションほか3施設を補助申請及び実績報告に則した設置に原状回復させ、本来の用途に供していることを、平成13年5月10日の現地調査により確認した。

(社会福祉法人至誠学舎立川ほか3団体)

(3) 利用料の減免処理について指導の徹底を図るべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する基本利用料等について、利用者に対する減免額に相当する額を補助金として交付しており、当該減免額については、利用者の収入額から、租税、社会保険料又はこれに準ずるもの、医療費及びその他の必要経費を控除して得た額又は所得税額及び市町村民税の課税の有無に基づき階層区分を決定し求めることとしているが、これらのうち、その他の必要経費に属する部分において、準拠すべき取扱基準による指導が徹底されていないため、利用者が加入している生命保険料及び損害保険料については、原則として費用として認めないこととしているにもかかわらず、その実態について調査を行うことなく、費用として認めている施設があり適正でない。

イ 講じた措置の内容

生命保険料の控除の是非については、「過去の加入期間等を考慮し、解約によって著しい不利益をうけるものについては施設長判断により必要経費として認めることができる」等の取扱いについて、軽費老人ホーム運営法人の会合で改めて周知徹底した。

現在、疑義が生じた場合については、各施設からの個別具体的相談に応じているが、さらに、周知徹底を図るため「軽費老人ホームの利用料認定について」の文書により通知を行った。

(4) 工事に伴う物品の受入事務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

室は、研究所の廃棄物処理施設設備改修工事を行い、その工事に伴い放射線モニタ機器設備一式を設置しているが、研究所は、本工事により設置された放射線モニタ機器設備について、室からの譲渡、貸与等の決定を受けないまま、固定資産備品として受入れ、資産登録していることが認められた。

イ 講じた措置の概要

工事に伴う物品受入事務処理については、無償譲渡に向けた契約事務処理を行っており、5月中旬に契約締結を行う。

(5) 調査委託契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

研究所は、「中年からの老化予防総合的長期追跡研究」を目的として、面接調査、医学的健康調査等を行うため、Bと委託契約を締結しているが、仕様書が作成されていないため調査内容、提出すべき成果物の内容が明確にされていないこと、監査日現在、成果物の有無の確認ができず委託業務の履行状況が不明確であること、など適正を欠く処理となっていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年4月9日に係長会議を開催し、監査指摘を十分踏まえ、仕様書、履行確認書の作成など適正な契約事務処理をすることを各担当者に周知徹底した。

(6) 契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

研究所は、「全国中高年の社会活動・社会貢献に関する研究」に要する「調査票」の印刷契約を平成11年11月25日に締結し、同年12月24日に納品させたとしているが、この「調査票」の内容に係る集計入力処理は、平成11年11月30日に完了しており、調査票の印刷契約が事後に行われていることが認められ適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年4月9日に係長会議を開催し、監査指摘を十分踏まえ、適正な契約事務処理をすることを各担当者に周知徹底した。

(7) 出版物の販売にかかわる契約条件を適切な内容とすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

研究所は、研究所の著作物の出版に際し、Eと著作物の印刷及び販売に関する契約を締結しており、印刷契約は、原価が1部当たり1,306円となっているが、販売契約では、Eが販売する4,000部について、1部当たり888円を研究所に納入することとされており、Eが販売するものについて、1部につき418円の損失を生じる結果となっている。

イ 講じた措置の概要

本件の販売委託契約は、契約条件等の見直しを含めて相手側と協議の結果、平成14年3月末日をもって契約解除した。

なお、平成13年4月9日に開催した係長会議の議題とし、今後、同種の契約を行う場合には監査指摘を踏まえた契約内容としていくこととした。

健康局(衛生局)

(学校法人100団体)

(1) 結核予防費補助に係る申請生徒数の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

結核予防費補助における申請内容について見たところ、学校法人早稲田大学は、平成10年度及び平成11年度における早稲田大学高等学院1年生の申請生徒数に、誤って該当者でない生徒18名分を加算し申請していること、及び、学校法人中野学園は、平成11年度における中野八王子中学校のツベルクリン反応検査の被判定者数を誤って6名分多く申請し、当該補助金7,304円が過大となっている。

イ 講じた措置の概要

- 1 補助対象者が明確に分かるように、補助金の申請様式を改めた。
- 2 補助金過大分7,304円については、平成12年12月28日に都に返還させた。

(社会福祉法人亀鶴会ほか 7 団体)

(2) 補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、看護職員の充足、確保を目的として、都内の医療施設に勤務する保健婦、助産婦及び看護婦のために運営する院内保育事業に対し補助金を交付しているが、財団法人結核予防会が運営する新山手病院どんぐり保育園における 24 時間保育に係る補助加算の算定について、年間の運営日数を誤って実績報告がなされたため、4 日分の補助金 4 万 3,000 円が過大に交付されており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

事業実績報告書を再提出させ、平成 13 年 3 月 21 日付 12 衛医看第 1618 号により、過大交付となった分の返還手続きを行い、同月 26 日に 4 万 3,000 円を納付させた。

(昭和病院組合ほか 3 団体)

(3) 看護婦等養成所運営費にかかわる補助金の返還を求めるべきもの

ア 監査結果の内容 (要約)

局は、平成 11 年度日本赤十字社に対し、日本赤十字社助産婦学校の運営経費として、補助金を交付しているが、算出方法について見たところ、光熱水費のうち学生宿舍の動力電力等は控除していたものの、電気料、水道料、さらに、管理料として、学生宿舍の固定資産税等について控除していないことが認められ、これに基づき算出された補助金額は、165 万 8,000 円が過大である。

イ 講じた措置の概要

- 1 実績報告書を再提出させ、平成 13 年 2 月 14 日付 12 衛医看第 1418 号により、過大交付となった補助金の返還手続きを行い、同月 26 日に 165 万 8,000 円を納付させた。
- 2 経費の積算について案分方法の基準を明文化し、実績報告書に案分表を添付させることとし、補助対象養成所に対し補助金の事務処理の適正を図るよう周知した。
また、毎年実施している事務説明会及び実地調査の中で、指導の徹底を図った。

(学校法人帝京大学ほか6団体)

(4) 補助金に係る対象経費の算定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、学校法人帝京大学に対し、救命救急センターの運営費として、平成10年度及び平成11年度に補助金を交付しているが、平成10年度及び平成11年度実績報告書を見たところ、補助対象経費の算定において、

警備委託料が二重に計上されていること

患者給食費及び患者給食に係る調理師等の人件費については、病院全体の経費を延べ給食数で按分したとしているが、実際には、延べ患者数で按分した数値が記載されていることなど適正を欠く処理をしていることが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

平成13年5月7日付13衛医救第12号により平成10年度及び平成11年度の実績報告書を再提出させ、内容の確認を行うとともに、注意を喚起する文書を発した。

(5) 看護婦等養成所運営費にかかわる補助金額の算定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、学校法人帝京大学に対し、帝京高等看護学院の運営費として第一看護科に平成11年度5,446万4,000円の補助金を交付している。当学院は、教室、備品類等を第一看護科と第二看護科とで共用して使用していることから、総事業費の算定において、実績数値が得られない部分については、原則として学生定員比率により按分した比率に基づき積算することとしているが、学校法人側の解釈による第一看護科の学生定員を1.5倍する按分比率には合理的理由がなく、補助金額の決定が適切でない。

イ 講じた措置の概要

- 1 局は、経費の積算について按分方法の基準を明文化し、実績報告書に按分表を添付させることとし、補助対象養成所に対して補助金の事務処理の適正化を図るよう周知した。
- 2 按分基準に基づく実績報告書を再提出させた結果、補助金の過大交付が明らかとなったので、平成13年3月7日付12衛医看第1530号により、過大交付となった補助金の返還手続を行い、同月9日に261万2,000円を納付させた。

(財団法人東京都保健医療公社)

(6) 新人研修及び歓迎会に係る経費の支出を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、平成10年度及び平成11年度において、新人研修及び歓迎会をAと契約を締結して実施しており、当該経費には、研修会場の部屋代が含まれているものの、大部分は歓迎会のための費用として支出されているが、公社は、運営経費の不足額について、都から補助金を受けていることから、研修経費に歓迎会費用を含めて支出しているのは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度から、新任研修のみを行い、新人歓迎会は廃止した。

(7) 予定価格の設定を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

物品の購入、業務委託等についての契約のうち平成10年度は95件、平成11年度は全ての契約において予定価格と契約金額が同一となっているが、予定価格は契約締結における重要な要素であり、契約の公正を図る上からも、予定価格の設定を適切に行う必要がある。

イ 講じた措置の概要

予定価格の設定は、契約実績や事前調査により行っているが、指摘を踏まえ、より適切な価格設定を行うものとする。

(8) 固定資産台帳の管理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成11年度末において固定資産台帳上の合計額と各会計の貸借対照表の金額とを比較したところ、その金額に差異が認められた。

イ 講じた措置の概要

金額の差異の発生原因は、固定資産台帳へのデータ登録に誤りがあったことによるものであり、平成12年度において固定資産台帳の金額を是正し、貸借対照表との差異は解消した。

産業労働局（労働経済局）

（小笠原島漁業協同組合）

（１）速やかに補助金に係る消費税等の受入手続を行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、硫黄島関連漁業対策事業費補助金交付要綱に基づき、硫黄島関連漁業対策事業に係る補助金を組合に交付しており、同要綱によると、補助事業者は、補助申請時に消費税等相当額が明らかでないためこれを減額せずに申請する場合には、消費税等が確定した時点で速やかに都に報告し、返還しなければならないとされているが、局は、消費税等を減額せずに補助金を交付しているにもかかわらず、返還金の受入手続について国との調整に日時を要しているため、消費税等の受入れが遅延しているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

消費税等の返還金受入手続きについて、監査指摘事項を踏まえ、国と速やかに調整し、消費税等の返還手続きを行った。

平成10年度事業については、平成13年3月29日付12労経農水第1394号において、平成11年度事業については、平成13年3月29日付12労経農水第1395号において補助事業者に対し、消費税等についての返還命令を行い、消費税の受入手続きを行った。

なお、補助事業者は平成13年4月5日に納入している。

（財団法人東京都中小企業振興公社）

（２）委託契約に基づく物品の引渡し手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

局は、東京都立産業貿易センターの管理運営及び建物の維持管理について公社と委託契約を締結しているが、平成10年度及び平成11年度における物品の管理保全の状況を見たところ、両年度とも保全物品一覧表が作成されておらず、さらに、契約期間の満了時に取得物品を含む物品現在高調書兼物品引渡書による引渡しが行われていないのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度契約より、同委託契約書第3条2に基づき、「物品の取扱いに関する要領」第6条に則り、委託契約に基づく物品の引渡し手続を適正に行った。

(東京都鍵金工業組合ほか9団体)

(3) 補助金を返還すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京ヘアモードアカデミーは、平成10年度、1,018万7,200円の認定職業訓練に対する運営費補助金の交付を受けているが、補助対象経費のうち講師謝金について見たところ、団体が保管している講師の従事状況を確認する訓練・実績表と、局へ提出した実績報告書が相違しており、補助金額40万700円が過大となっているのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

東京ヘアモードアカデミーに対して過大に交付された補助金については、平成14年2月22日付13産労能第760号により交付決定の一部を取り消し、当該過大交付分40万700円の返還を命令したところ、平成14年2月22日、都に返還された。

また、補助金審査にあたっては、二重にチェックを行う等一層の適正化に努めている。

住 宅 局

(東京都住宅供給公社)

(1) ガス料金の節減に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

Aのガス供給規程22(1)によれば2個以上のガスメーターを設置している場合、ガス使用料の合算申請を行うと、基本料金は1個のメーター料金となり、従量料金は、使用量の増大により、使用単価が逡減することとなっているが、渋谷支社は、5個のメーターを支社内に設置しているものの同規定の適用を申請していないため、ガス使用料が節減されていない。

イ 講じた措置の概要

監査実査直後の平成13年1月に合算申請を行い、同年2月から当該ガス供給規程22(1)の適用を受けている。

(2) 自動販売機設置に係る光熱水費の経費負担区分を明確にすべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、職員及び外来者の利便に供するため東京都住宅供給公社共済会に対して、建物内に自動販売機の設置を許可しているが、公社は、自動販売機の管理・運営について共済会との間で経

費の負担区分を明確にしないまま、光熱水費の全額を負担しており適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年4月から公社が共済会を通さず直接業者と自動販売機に関する契約を行うこととし、光熱水費については業者の負担とした。

(3) 契約手続を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、都営住宅の昇降機設置に伴う設計及び申請業務について、平成11年7月5日にGに業務を委託したとして委託料260万9,250円を支払っているが、公社は、公社契約規程第42条に基づく契約書を作成しないまま、業務を履行させたことは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月に営繕課長会議を開催し、公社契約規程に基づく適切な契約事務の徹底を図った。

(4) 使用料の請求等を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、土地等の使用承認に当たって使用期間を原則3年以内とし、その期間に係る全額又は1年分の使用料を払込通知書により納付させるものとしているが、継続して土地を賃貸借させているにもかかわらず、払込通知書が未送付、未納分を催告していないものなどが見受けられた。

イ 講じた措置の概要

指摘の件については、直ちに請求等を行い、平成12年度中にすべて収納するとともに継続使用の手続等も完了させた。

(5) 会計処理原則の変更について財務諸表に注記すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

公社は、平成11年度決算において、事業化困難用地の資産価格を取得時価格から時価へ変更し、長期事業資産を減額修正し、また、原価未精算勘定及び原価見返勘定の清算による収益計上をしているが、これらについて会計の継続性の観点から、会計処理原則の変更として財務諸表に注記されるべきであるにもかかわらず、されていないことは適切でない。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算より、財務諸表へ注記を行った。

建設局

(東京都道路公社)

(1) 建設工事の見積期間の設定を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

建設業法等によれば、建設工事の見積期間は、工事1件の予定価格が5,000万円以上の工事については15日以上とすると定められており、やむを得ない事情があるときは、その期間を5日以内に限り短縮することができるかとされているが、公社が平成10年度及び平成11年度に発注した予定価格5,000万円以上の建設工事の見積期間について見たところ、法令で定める見積期間が確保されていない事例が見受けられた。

イ 講じた措置の概要

監査の指摘を踏まえ、平成13年6月12日に道路公社内において、幹部会を開催し、法定見積期間を適正に確保することを周知徹底し、その後実施した2件の建設工事契約については、適正な見積期間の設定を行った。

港湾局

(財団法人東京港埠頭公社)

(1) 会計処理等を適切に指導すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、若洲海浜公園の管理委託に関する協定書及び契約書を公社と締結し、ゴルフ場の管理運営を委託しており、公社は協定書に含まれていないキャディ事業について、都からの受託事業と併せて経理するとする平成11年度予算案を局に申請し、承認を得ているが、利用料金制による受託事業と一括して経理したことで、受託事業から発生する剰余金で受託事業の対象外のキャディ事業の不足分が補てんされており、不適切な会計処理となっている。

イ 講じた措置の概要

局は公社に対し、キャディ事業について、「協定書」に基づき適正に事業を区分するよう指導し、公社は、平成13年度予算より適切に会計処理をした。

(2) 印刷物作成に当たり契約を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、予定価格が100万円を超える3件の印刷物作成契約を随意契約により締結しているが、公社契約事務細則によると、印刷物作成契約の場合、随意契約により締結することができるのは予定価格が100万円を超えないときに限られていることから適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度以降の予定価格が100万を超える印刷物の契約においては、競争入札に付するよう周知した。

(3) 決算関係書類に重要な会計方針の注記を行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の決算書類について見ると、重要な会計方針である固定資産の減価償却方法や引当金の計上基準などの注記がされておらず、また、平成11年度に、フェリー埠頭事業会計の貸倒引当金の計上基準を変更しているにもかかわらず、注記がないなど適正でないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年度決算から重要な会計方針を注記し、適正化を図った。

(4) 間接費の振替処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社の会計規程によると、事業資産建設仮勘定は直接費及び間接費の合計額を計上し、建設が完了して供用が開始されるときに当該科目に振替えるとされ、会社は、平成11年度に発生した外貿埠頭建設事業に係る間接費について、発生年度の工事費の割合で供用・未供用に分けて資産への振替処理を行っているが、建設仮勘定からの事業資産への振替処理に当たっては、実際に供用された各年度の事業費に対応した額を計上すべきであり適正でない。

イ 講じた措置の概要

本来計上すべき額と会社が計上した額の差額を、事業資産建設仮勘定から事業資産へ平成12年度決算にて振替え適正化を図った。

(5) 工事監理業務委託の積算を慎重に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

平成11年度大井埠頭新6バースMS棟新築その他工事監理業務における委託費の積算について、会社の基準によれば、対象となる工事費に基づき算出することとなっているが、このうち

危険物庫の工事費を誤って設定し算出したため、積算額約136万円が過大なものとなっている。

イ 講じた措置の概要

指摘の件については、平成12年9月14日付け契約変更により、減額是正を行った。
また、部内会議で改善策の検討を行い、積算の照査体制強化について職員に周知徹底した。

(株式会社東京テレポートセンターほか2団体)

(6) 敷金の受入及び賃料等の収入に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

テレポートセンターは、テレコムセンターの一部をAに賃貸し、Aは、平成8年12月までに敷金を会社に預託することとしているが、監査日現在、いまだに預託されておらず、また、賃料等についても、平成11年12月分から未収入となっている。

イ 講じた措置の概要

未払い賃料等の取扱いについて、先方と協議を行なった結果、平成13年4月から、計画的に未払い金の支払いが行われる旨の覚書を締結し、一定額の未収入額の支払いを担保するに至った。

平成13年度中も未収入金の回収が進み、平成17年9月頃には、未収入金が解消される予定である。

(7) 共同溝見学施設管理業務を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

局は、テレポートセンターと臨海副都心の未処分地等の管理業務に関する委託契約を締結しており、この契約に含まれている共同溝見学施設管理業務においてテレポートセンターは、見学者用腰掛けパイプを設置しているが、この腰掛けパイプの設置は、修繕ではなく新設であり、委託契約書で定める共同溝見学施設及び各施設の日常的維持修繕の範囲を逸脱するものである

イ 講じた措置の概要

見学者用腰掛けパイプ(ビームライナー)については、平成13年3月23日付けで修繕費から固定資産へ振り替え、財産管理の適正化を図った。取得については、同日付けで港湾局長あてに固定資産の取得報告を行った。

また、平成13年3月26日に、所管の東京港防災事務所と株東京テレポートセンターとの

間で協議を行い、共同溝見学施設管理業務が適切に行われるよう当該委託契約に定める管理業務の範囲（特に日常的維持修繕の範囲）について再確認した。

交 通 局

（東京トラフィック開発株式会社）

（１）土地賃貸借契約の締結を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

交通局は、会社に土地を貸し付けており、会社は、その土地を局の承諾の下にA、Bに転貸しているが、転貸差益として月額93万余円が会社の経常利益として計上されており適切でない。

イ 講じた措置の概要

局は会社と協議のうえ、平成13年4月1日から土地の管理等に要する事務費等を適切に反映した賃貸料に改定した。この結果、会社に対する賃貸料は、東雲二丁目の土地については月額809万3,000円、高輪三丁目の土地については月額338万8,000円となった。

（２）損益計算を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

会社は、会社が所有する建物、建物付属設備等の将来の修繕費に充てるため、修繕引当金を計上し、費用として会計処理をしているが、会社は、建物、建物付属設備等の修繕計画を策定しておらず、引当金の額を合理的に見積ることをしないまま、各年度で引当金に計上したことから費用が過大となった分、利益が圧縮されており適正ではない。

イ 講じた措置の概要

第14期（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）決算において、特別利益（修繕引当金戻入益）として計上し、利益処分額の中で、積立金（修繕積立金）として計上した。

（３）固定資産価額の計上を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

建物、建物付属設備等の固定資産価額が1,450万131円過大となっており、適正でない。

イ 講じた措置の概要

第14期（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）決算において、固定資産額を

修正した。

(4) 財政状態を明瞭に表示すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、借入金全額である58億3,400万円を長期借入金として固定負債の部に記載しているが、長期借入金のうち1億3,183万余円については、返済期限が決算期後一年以内に到来するものであり、固定負債の部に記載していることは適切ではない。

イ 講じた措置の概要

第14期(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)決算から、1年以内返済長期借入金の額を流動負債の部に記載した。

(5) 保証金の預託を適切に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、局から高輪三丁目の土地を賃借するため平成12年3月23日に土地賃貸借契約を締結しており、契約書によれば、契約締結後30日以内に保証金を局に預託しなければならないとされているが、監査日現在においても当該保証金を預託しておらず、また、局もこれの履行を求めているのは適切ではない。

イ 講じた措置の概要

平成12年12月5日付けで東京トラフィック開発株式会社に保証金の支払を請求し、同月15日に受領した。

(6) 土地の使用に関する権利の設定を速やかに行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

会社は、都営地下鉄大江戸線地下鉄施設(交通局に譲渡)に会社の建物を併設することとし、平成9年7月に東京都地下鉄建設株式会社との間において「土地の使用に関する権利の設定については、別途定める」とする協定を締結しているが、建物は、平成12年9月2日から事業の用に供しているにもかかわらず、局及び会社は、監査日現在、土地賃貸借契約を締結しておらず、土地の使用に関する権利が不明確となっていることは適切でない。

イ 講じた措置の概要

局と会社は、平成13年3月16日付けで、土地賃貸借契約(賃貸借期間:平成12年11月30日から平成13年3月31日まで、変更契約にて同年5月31日までに変更)を締結した。その後、平成13年5月31日付けで、定期借地権(存続期間:平成13年6月1日から平成6

3年5月31日)の設定契約を締結した。

教 育 庁

(社団法人東京都教職員互助会)

(1) 奨学金の返還請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

互助会は、助産婦を確保するために奨学金制度を設け、貸与を受けた学生が、2年以上病院に勤務したときは返還が免除され、勤務の期間が2年に満たない場合等は、貸与した金額を返還しなければならないこととしているが、平成10年度の貸与決定者のうち1名については、卒業と同時に他の病院で勤務しているにもかかわらず、貸与した金額を卒業時に返還させておらず、また、監査日現在においても、返還請求等をまったく行っていないことが認められ、適正でない。

イ 講じた措置の概要

奨学金貸与者本人との協議に基づき、平成13年8月30日をもって全額返還させた。

(財団法人東京都交響楽団)

(2) 契約に係る事務処理を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

財団は、演奏会の広報宣伝用の印刷物、楽器の購入等、多数の契約を行っているが、予定価格を見積額で設定し、契約も、予定価格と同一額で見積書提出業者と締結している、予定価格100万円を超える契約において、複数の業者から見積書を徴することなく契約を締結しており、契約書又は請書も作成していない、印刷契約において、編集委託者の推薦及び審査の結果適正と認められるとして、特命しているが、推薦の理由及び審査結果の事実が明らかでない、など、適正を欠く事務処理を行っていることが認められた。

イ 講じた措置の概要

平成13年1月から、予定価格の設定については、過去の実績、市販価格を参考に設定しており、予定価格100万円以上の契約に当たっては、3人以上の業者より見積書を徴し、最低価格業者と契約を締結している。

また、平成13年末には契約事務マニュアルを作成するとともに、研修会を行い、適正な予定

価格の設定、業者選定、及び契約方法による契約実務について関係者に周知徹底し、経済的かつ公正な事務処理を行っている。

(財団法人東京都生涯学習文化財団)

(3) 契約手続を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

東京武道館は、一般廃棄物処理委託契約及び産業廃棄物処理委託契約において、「一時に大量に排出されることが見込まれるため、大量の廃棄物を指定した日時に収集できる設備、態勢を備えた処理業者でなければならない。」としてAを特命して契約を締結しているが、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は最も多い月でも、いずれも2,400kgであり、この程度の処理業者は他にも多く存在することから、当該理由をもってAを特命するのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年度の準備契約時には、4社から見積書を徴して特命随意契約ではなく、競争見積による随意契約を行った。

東京消防庁

(東京消防庁職員互助組合)

(1) 貸付未償還金の適正な額を把握すべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

互助組合は、職員に対する厚生資金貸付事業の実施に当たり、貸付金の原資の借入について、損失補償及び借入経費負担金を都から受けているが、平成11年度末の厚生資金貸付未償還金について調査したところ、財産目録記載の未償還金の額と貸付金の基本台帳における個人別未償還金の合計額とに、不一致が認められた。

イ 講じた措置の概要

貸付未償還金の額の不一致について調査した結果、貸付金基本台帳に記載の金額が正しいものであることが判明したので、平成12年度において財産目録上の貸付未償還金の額を訂正処理した。

〔平成12年度各会計財務監査〕

福祉局（高齢者施策推進室）

（1）医療材料費の請求を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容（要約）

多摩老人医療センターでは、平成12年3月に人工股関節の手術を行った際に、人工関節固定強化部品（1万9,800円）を3個使用しているが、その診療報酬については1個分のみの請求となっていることが認められ適正でない。

イ 講じた措置の概要

平成13年6月に保険者から診療報酬明細書が返戻され、同年7月に再請求を行い、収入済（3万9,600円）となった。

〔平成11年度行政監査〕

生活文化局

(1) アンケート調査等を行い補助事業の効果的執行に努めるべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

生活文化局では、都民芸術フェスティバル事業の経費について補助しており、補助の対象事業については、一般都民の情操陶やに寄与すると認められる事業、都における芸術文化の振興に役立つと認められる事業、青少年の情操教育に役立つと認められる事業であって、都における芸術文化の振興に寄与すると認められるものとしているが、本件の事業目的である一般都民、青少年に対して芸術の普及を図ることに役立っているかなどの事業効果の確認等がなされていないものとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成12年度から都民芸術フェスティバル公演でアンケート調査を実施した。

平成13年度は、アンケートの結果を踏まえて、伝統芸能、オーケストラ等フェスティバル出演者による特別公演を本公演に先立って実施することにより宣伝を行うとともに、全公演に学生割引制度を導入し、青少年の鑑賞機会の拡大を図る等の改善を図った。

〔平成11年度随時監査〕

福 祉 局

(1) 延滞金の調定及び徴収を適正に行うべきもの

ア 監査結果の内容(要約)

福祉局は、戦没者遺族等奨学資金貸付金について、分納の方法により償還日を定め、その期日を超えたものに対し、正当の理由がないときは、延滞金を徴収することとしているが、平成10年度に収入された貸付原資の償還額の調定について見たところ、延滞金を徴収すべきであるにもかかわらず、その調定及び徴収を行っていないものが見受けられたのは適正でない。

イ 講じた措置の概要

本件については、貸付原資分の償還に重点を置いていたことから、延滞金について調定せず未徴収になっているものである。現在、未済債権全件について、住居地、居住実態等の実情把握に努めるなど、適正な事務手続を行っている。

〔平成11年度決算審査（出納長所属各会計）〕

生活文化局

（1）物品について

ア 監査結果の内容（要約）

物品23点（江戸東京博物館の絵画23点）が過大に登載されている。

イ 講じた措置の概要

平成14年4月22日に財務会計システムのデータファイルの修正を行った。

住 宅 局

（1）公有財産について

ア 監査結果の内容（要約）

建物1,135m²（北鹿浜アパート自転車置場ほか15件）に登載漏れとなっている。

イ 講じた措置の概要

平成13年10月11日に、公有財産増減異動通知書により出納長室に通知した。